

名家連ニュース

平成31年3月3日(日)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX (052) 846-5576 NO. 592号

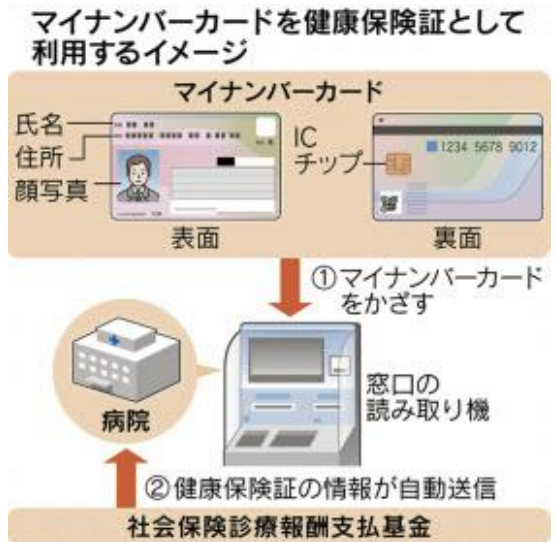
マイナンバーカード、すべての病院で保険証に 21年3月から デジタル社会づくり加速へ

政府は2021年3月から原則すべての病院でマイナンバーカードを健康保険証として使えるようにする。=中略=

18年12月時点でマイナンバーカードの交付実績は1564万枚と人口の12%程度。菅義偉官房長官が近く関係閣僚に普及に向けた対策を指示する。政府が今国会に提出する健康保険法改正案にマイナンバーカードを保険証として利用可能にする規定を盛り込む。=中略=

まずマイナンバーカードの裏面に搭載されたICチップを医療機関の窓口の読み取り機にかざす。診療報酬に関する事務を担う社会保険診療報酬支払基金から健康保険証の情報が病院に自動送信される。

(2019年2月13日 日本経済新聞)



障害年金「家族の心得」シリーズ③

《家族による家族相談から》 電話相談では限界一面会相談で対応

電話相談では、顔が見えないこともあり、相談支援にも限界があります。特に手帳や年金相談は、面会相談員に繋いで、お互いの苦労を癒し合い、ご一緒に解決の糸口を見つけ出すように心がけています。

面会相談では、PSWや医師、社労士に丸投げはせず、相談者に次の事項を入手・整理するために応分の働きを呼び掛けます。①初診日(定かでない場合は、レセプトの入手) ②保険料の納付記録 ③診断書コピー ④申請書類の受理 ⑤診断書7項目4段階、5項目の日常生活能力を文章化(名家連で作成したサンプルと一緒に作成:添付資料)、診断書各項目の現状の聴き取りなどを行い、必要と判断した場合はPSWや社労士へ繋ぐことにしています。この相談支援過程で、家族会に入会したり、医療・福祉サービスに繋がって笑顔を取り戻していく様は、面会相談員(役員クラス)のこの上ない喜びでもあります。

《支援者へのお願い》 手帳・年金の情報提供をお願いします

家族は、病状やその対応に翻弄され、障害年金の情報は誰かが教えてくれなければ知る由もありません。「知らないための、知らせてくれないための不幸」に、どれほど多くの家族・本人が晒されていることか、経済的不安がどれほど家族・本人を苦しめていることか、経済的不安が病状の安定や回復、生活の質の向上をどれほど妨げていることか…家族だからこそ痛みが良くわかります。

殆どの方々は医療と繋がっており、医療機関において年金情報を提供して頂ければ「知らないための不幸」は水際で防げるのではないかと思います。関係者の皆様には情報周知を心から要請する次第です。

《家族へのお願い》 年金受給の決め手は、諦めないこと一何事も相談すること

精神科病院には精神保健福祉士(PSW)がいます。PSWがいる診療所もあります。特に、PSWは、

電話相談：火曜日、土曜日の10時～15時 TEL (052) 842 - 8878 面会相談：木曜日(曜日、時間は柔軟に対応)
当事者の全生活のステージで支援に係る専門職です。年金相談は、生活支援の中の一つの業務となります。福祉の志を持った優しい方々なので遠慮せずに相談に行くようにしましょう。

障害年金に特化すれば、スペシャリストは社会保険労務士です。成功報酬が伴いますが、PSW もいない診療所の患者や申請が難しいケースの場合は、迷うことなく相談するようにしましょう。

年金申請で一番大切なことは、「諦めない」ことです。

《例1》 シリーズ②の初診日証明ができない場合の第3者証明とは、当時本人が精神科等を受診していたことを3親等以外の複数の第3者に証明してもらうものです。家族が「内なる偏見」を乗り越えなければ、前へ進むことができません。証明してくれそうな方を探して、探して、探し回って、決死の覚悟で思いを伝えるのです。一緒に探し当て、申立人を揃えて社労士に依頼することができた家族は、「やるだけのことはやった」「あとは運を天に任せるだけ」「今回のことで我が子が病気に至ったプロセスと辛さを深く知ることができた」と清々しい表情で話してくれました。

《例2》 保険料未納で20歳前に受診した他科の医師に初診日証明を依頼するも×。働いていた時、1日だけ受診した記録あり。受診状況等証明書を受取り、現在の病気との因果関係を成立させるために同僚の証言や物的証拠書類を2年かけて収集。社会保険労務士に申請依頼。現在、障害厚生年金2級受給。

《PSW と社労士の活用》 お互いの強みをプラスにして

精神障害者の生活支援は、障害年金が全てではありません。PSW と社会保険労務士の役割は異なることに留意しつつ、双方の強みを理解したうえで年金受給への支援を要請しています。PSW と社労士は連携して年金支援にあたってくれています。



医療機関のPSW は主治医と繋がっています。年金に限らず、診察時間が短く思うように伝えられないことも少なくありません。困ったときはPSW に面会予約を入れ、相談内容を主治医に伝えてもらうことも大切なことです。何事も一人で抱え込まずに相談すること、顔なじみになることをお勧めします。

障害年金は医師の診断書で決まるといっても過言ではありません。申請したが不支給通知が来た、更新して級落ちとなった相談者には、次回からは、事前に相談するようクギを刺しています。

相談者には「障害状態が障害年金に該当しない」という不支給通知書だけでは判断できないため、医療機関で診断書のコピーを貰って聴き取りすると、共通していりことは「日常生活能力の実態」が診断書に反映されていない、主治医に伝えられていないことでした。

不服審査請求しても決定を覆すことは殆ど困難と思われる診断書もありました。一人暮らしで障害年金が唯一の収入源である相談者は支給停止で途方に暮れていました。ホームヘルパーの利用実態など日常生活能力の判定7項目程度5項目を克明に記載し、決定月前の現症日で診断書を作成して頂き、受給権者支給停止事由消滅届を提出しました。こうした相談者が直近で2名ありました。

また、思うような協力が得られない場合でも諦めずに、日頃から主治医に伝える努力をして、1年以内に「額改定請求」で対応することも少なくありません。



家族・当事者を救うためには、私たち面会相談員も「決死の覚悟」で臨みます。PSW のいない診療所では、相談者の診察日に主治医に面会を申し出て、診察室では分らない、伝えられていない日常生活の障害状態を文章化してお見せし、診断書作成の参考にして頂くよう要請することも何度かありました。

やってみなければわからないもので「案ずるは産むが易し」、PSW が主治医に面会をセットしてくれたり、その日に実態が反映された診断書を手渡してくれたり、その場で訂正印を押して書き直して頂いたこともあります。平成22年から始めた事業を振り返ってみると、社労士に依頼したり、随分と多くの医療機関のPSW にも助けて頂いて、年金受給に繋がった家族・当事者の笑顔が、面会相談員の新たな勇気と元気の源になっているように思われます。

(文責：名家連 家族面会相談員、堀場)